静岡県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第69号

静岡県砂防指定地管理条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県砂防指定地管理条例施行規則(平成15年静岡県規則第25号)の一部を次のように改正する。

静岡県砂奶拍足地官建衆例施11規則(平成15年静岡 「	
改正前	改正後
(終了等の届出)	(終了等の届出)
第9条 (略)	第9条 (略)
	(終了等の届出後の検査を要する行為)
	第10条 条例第11条第2項の規則で定める行為
	<u>は、次に掲げるものとする。</u>
	(1) 条例第3条第1項第3号に掲げる行為で
	あって、当該行為に係る土地の面積が2へ
	<u>クタール以上であるもの</u>
	② 条例第3条第1項第5号に掲げる行為
(変更の届出)	(変更の届出)
<u>第10条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)
(標識の様式)	(標識の様式)
<u>第11条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)
(書類の提出)	(書類の提出)
<u>第12条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第13条</u> (略)	<u>第14条</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。